

富津市農地利用最適化推進委員募集要項

1 目 的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条の規定に基づき、農地等の利用の最適化を推進するための地域活動を行う、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行うことを目的とする。

2 募集人数及び担当地区

12人

なお、人数の内訳は次の表のとおりです。

農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数

担当区域	区域内の大字	人数
富津1地区	富津 新井 川名 篠部 青木 青木一丁目 青木二丁目 青木三丁目 青木四丁目 西川	1人
富津2地区	大堀 大堀一丁目 大堀二丁目 大堀三丁目 大堀四丁目 本郷 前久保 二間塚	1人
富津3地区	上飯野 下飯野	1人
大貫地区	小久保 岩瀬 千種新田	1人
吉野地区	西大和田 絹 相野谷 一色 障子谷 上 近藤 八田沼 中	1人
佐貫地区	宝竜寺 花香谷 佐貫 亀沢 亀田 鶴岡 八幡 笹毛	1人
湊地区	湊 数馬 岩坂 更和 加藤 望井 台原 桜井 桜井総 称鬼泪山	1人
天神山地区	海良 売津 花輪 不入斗 長崎 横山 相川 梨沢	1人
環1地区	大森 寺尾 恩田 六野 押切 上後 関尻 東大和田 田倉 高溝 宇藤原	1人
環2地区	田原 山脇 小志駒 岩本 志駒 山中	1人
豊岡地区	大川崎 大田和 関 御代原 豊岡	1人
竹岡・金谷地区	竹岡 萩生 金谷	1人

3 任用期間

委嘱された日から令和11年7月13日まで

4 身 分

富津市の特別職の非常勤職員

5 主な職務内容

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づく地域活動
 - ・担い手への農地利用集積・集約化推進
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消
 - ・新規参入者への支援活動等
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更における意見の申出
- (3) 総会等において、農地等の利用の最適化に関する意見の申出

6 報酬

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める額

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 富津市の職員

8 推薦及び応募の方法

所定の書類に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、富津市農業委員会事務局に提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募書類

- ・個人が推薦する場合 様式第1号
- ・団体等が推薦する場合 様式第2号
- ・自ら応募する場合 様式第3号

※個人が推薦する場合は、農業者等3名以上の推薦が必要です。

(2) 書類の入手方法

推薦及び応募書類は、農業委員会事務局、天羽行政センターに備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 募集期間

令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで
（郵送必着。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに
提出）

9 選任方法

富津市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会が、必要に応じて被推薦者及び応募者の評価を行い、結果を取りまとめて農業委員会に報告します。

農業委員会は、評価委員会の意見を参考に推進委員を決定し、委嘱します。

10 結果の通知

結果については、被推薦者及び応募者の全員に文書で通知します。

11 情報の公表

法令の規定により、応募状況等について、受付期間中及び期間終了後に、市のホームページで公表します。

12 その他

（1）農業委員と推進委員の兼務はできません。

（2）必要に応じて、添付資料を求める場合があります。

また、提出された書類の内容確認のため、本人及び関係機関等に対し、確認及び照会を行う場合があります。

13 問い合わせ先

〒293-8506 富津市下飯野2443番地

富津市農業委員会事務局 TEL:0439-80-1328